

## ○社会福祉法人東員町社会福祉協議会職員証交付要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、職員としての身分を明らかにするため職員証を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 会長は、東員町地域包括支援センター職員派遣契約による派遣職員に対して職員証を交付する。

(有効期限)

第3条 職員証の有効期限は、交付の日から5年間とする。ただし、会長が必要と認めるときは、その有効期限を変更することができる。

(交付簿の整備等)

第4条 職員証の交付及び返還に関する事務は、事務局長が行う。

(貸与等の禁止)

第5条 職員は、職員証を他人に貸与し、交換し、若しくは譲渡し、又は改ざんしてはならない。

(再交付)

第6条 職員は、職員証の記載事項に変更が生じたとき、又は職員証を汚損し、毀損し、若しくは紛失したときは、直ちに職員証再交付申請書を事務局長に提出し、職員証の再交付を受けるものとする。

(返還)

第7条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに職員証を返還しなければならない。

- (1) 職員証の有効期限を経過したとき。
- (2) 退職等により職員としての身分を失ったとき。
- (3) 汚損若しくは毀損又は記載事項の変更により職員証の再交付を受けるとき。
- (4) 紛失により職員証の再交付を受けた後、紛失した職員証を発見したとき。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、職員証に関し必要な事項は、会長が別に定め

る。

#### 附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

#### 第1号様式（第2条関係）

|  |                               |
|--|-------------------------------|
| <h3>職 員 証</h3>   |                               |
| <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写 真</div> | 職員番号                          |
|  | 氏 名                           |
|  | 上記の者は、東員町社会福祉協議会の職員であることを証する。 |
|  | 交付年月日<br>有効期限                 |
| 三重県員弁郡東員町大字山田 2013 番地<br>社会福祉法人東員町社会福祉協議会<br>会 長 三 林 孝 夫<br>T E L 0594-76-1560               |                               |